

特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、新堰Ⅱ号幹線修繕（以下「修繕」という。）に適用する。本修繕の実施にあたっては、関係法令を遵守のうえ設計図書及び本特記仕様書のほか、次に掲げる仕様書等により実施しなければならない。なお、本特記仕様書と重複する場合は本特記仕様書を優先するものとする。

- (1) 「土木工事共通仕様書（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）」令和6年度4月1日以降 岩手県県土整備部
- (2) 「盛岡市下水道工事標準仕様書」令和6年4月1日以降 盛岡市上下水道局

(修繕の内容)

第2条 修繕の内容は、次の各号に掲げる内容とし、設計図書に基づき実施するものとする。

- (1) 修繕箇所 盛岡市南仙北一丁目地内
- (2) 修繕内容 天端補修工、鋼製フラップゲート設置工、ステップ設置工

(提出書類の様式)

第3条 受注者が提出する書類は、盛岡市市営建設工事請負契約書に基づく各種提出書類の様式について（平成19年3月1日付け18盛契第137号財政部長通知）に定める様式に準ずるものとする。

(契約締結後の提出書類)

第4条 受注者は、契約締結後、次の各号に掲げる書類を速やかに発注者に提出すること。

- (1) 修繕着手届
- (2) 修繕工程表届
- (3) 現場責任者通知書
- (4) その他、発注者が必要と認めるもの

(着手時の提出書類)

第5条 受注者は、現場着手に先立ち、次の各号に掲げる書類を発注者に提出すること。

- (1) 修繕計画書届
- (2) 修繕材料承諾願
- (3) その他、発注者が必要と認めるもの

(完了時の提出書類)

第6条 受注者は、修繕完了時、次の各号に掲げる書類を速やかに発注者に提出すること。

- (1) 修繕完了届
- (2) 竣工図
- (3) 修繕写真

(4) 出来形管理及び品質管理書類

(法令の遵守)

第7条 受注者は、当該修繕に関する諸法令を遵守し、修繕の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

(安全管理)

第8条 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を参考にして、常に修繕の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

(局地的な大雨に対する安全対策)

第9条 当該業務では大雨により増水する危険性があることから、日頃から危機管理意識の徹底を図り、現場特性を把握した適切な対策を講じ危機を未然に回避すること。

- 2 降雨に関する注意報及び警報の内容や、局地的な大雨に関する気象予測の現状について、事前に理解しておくこと。また、作業を行う地域及び上流域を対象とする気象情報を確認しておくこと。
- 3 業務従事者は、注意報及び警報の発表前や降雨前の時点でも、気象状況の変化に注意を払い、大雨の予兆を捉えること。

(周辺住民等への周知等)

第10条 受注者は、修繕の実施にあたり住民等に対して修繕内容を説明し、理解と協力を得るよう努めること。

- 2 休日、早朝または夜間に修繕を実施する際は、予め監督員と打ち合わせを行い、周辺住民等への周知を行った後に実施すること。
- 3 受注者は、住民等からの要望もしくは交渉があったときは、遅滞なく監督員に報告すること。

(損害賠償及び補償)

第11条 受注者は、修繕の実施にあたり第三者及び下水道施設等に損害を与えないよう、十分注意すること。

- 2 万一、第三者に損害を与えたときは、応急救急措置を講じた後、直ちに監督員に報告しその指示を受けるとともに、被害者に誠心誠意対応し、その被害の回復及び賠償には全責任を負うこと。
- 3 下水道施設等に損害を与えたときは、直ちに防護措置を講じた後、監督員に報告しその指示を受けるとともに、受注者の費用をもって速やかに原形に復旧すること。

(その他)

第12条 修繕箇所または修繕箇所以外であっても、下水道施設に破損、不等沈下及び腐食等の異常を発見した場合は、直ちに事故防止の措置を取った後、監督員に報告しその指示を受けること。

2 通行人及び周辺住民等からの問い合わせ、苦情等があった場合には、適切に対応すること。なお、必要に応じその内容を監督員に報告し指示を受けること。

(疑義)

第13条 修繕の実施にあたり疑義が生じた場合は、双方協議してこれを定める。ただし、軽微なものについては、監督員の指示によること。